

IV 個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査

〈保育所〉

1 目的

保育所における軽度発達障害児の在籍状況や状態像、これらの乳幼児に気づいた時期や人、保育に伴う配慮・工夫などについて実態を調査することで、軽度発達障害児の乳幼児期における発見・支援に関する基礎資料を得ることを目的とする。なお、保育所調査においては、幼稚園調査と同じく、これらの子どもを、個別的な配慮・支援・工夫を必要としている乳幼児としてとらえることとした。

2 方法

(1) 調査対象

調査対象地域は、幼稚園調査と同じ 12 の市とした。対象になった市は、研究所の所在する市と近接する 1 つの市、研究協力者の関係する 4 つの市、文部科学省の幼児教育課が行った調査研究「幼稚園における障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査」（平成 15～17 年度）で推進地域に指定された市の中から 6 つの市を、地域を考慮して選んだ。この幼児教育課の調査研究の推進地域に指定された 6 つの市のうち、4 つの市は、文部科学省の特別支援教育課の「特別支援教育体制推進モデル事業」の指定地域でもあった。なお、研究協力者の関係する 4 つの市のうちの 1 つの市は、幼児教育課の調査研究の推進地域、および特別支援教育課の「特別支援教育体制推進モデル事業」の指定地域でもあった。

調査対象とした保育所は、調査対象地域の 12 の市に所在する保育所である。保育所名簿は当該市のホームページから入手した。対象になった保育所は、その市の全ての保育所を対象にした場合と、その市に所在する保育所から無作為に選んだ場合とがあり、214 か所の保育所を抽出した。

(2) 調査の手続き

調査は質問紙法で、郵送による調査用紙の送付・回収によって実施した。調査用紙は、調査対象となった保育所宛てに直接送付し、回答後は、研究担当者に直接返送するように依頼した。調査期間は、乳幼児健診調査、幼稚園調査と同時期で、2006 年 2 月～3 月であった。

(3) 調査項目

調査用紙は、A 4 用紙 9 ページで、以下のように、基本的には幼稚園調査と同じ調査項目で構成された。調査項目の概要を示す。

1. 個別的な配慮・支援・工夫を必要としている幼児（以下、配慮児と記す）の在籍状況
 - ・平成 17 年度および過去 3 年間の配慮児の在籍状況
 - ・平成 17 年度に在籍する配慮児について
 - ・平成 14～16 年度に在籍した配慮児について

2. 平成 17 年度に在籍する配慮児の状態像、配慮児に気づいた時期および人
3. 平成 14～16 年度に在籍した配慮児の状態像、配慮児に気づいた時期および人
4. 配慮児の保育に伴う連携と保育上の工夫について
5. 生育歴の聞き取り、保健センターなどとの連携、職員の研修について
6. 配慮児の保育のあり方などについての意見や感想

調査では、保育所に在籍する乳幼児数・クラス数・担当保育士数について設問したが、設問が不十分であったため、この設問に対する回答の結果の整理は、本報告から省いた。

3 結果

(1) 回収率

調査用紙は 214 か所の保育所に発送し、112 か所の保育所から回収した。回収率は、52.3%であった。

12 市への調査用紙の発送数・回収数・回収率の詳細は表Ⅳ－1 に示した。回収率は市で異なり、最も高い回収率の市は 100%であり、最も低い市は 11.1%であった。

表Ⅳ－1 保育所調査・回収率

市	保育所		
	発送数	回収数	回収率%
A	33	24	72.7
B	10	9	90.0
C	6	6	100.0
D	11	5	45.5
E	28	20	71.4
F	18	2	11.1
G	3	2	66.7
H	21	6	28.6
I	32	9	28.1
J	13	11	84.6
K	18	2	11.1
L	21	16	76.2
合計	214	112	52.3

(2) 配慮児の在籍状況

各保育所における個別的な配慮・支援・工夫を必要としている乳幼児（以下、配慮児と記す）の在籍状況を設問した。

1) 平成 17 年度および過去 3 年間の配慮児の在籍状況

各保育所に、平成 17 年度および過去 3 年間における配慮児の在籍状況を調査した。配慮児が平成 17 年度に在籍している保育所は 93 か所 (83.0%)、現在はいないが過去 3

年間（平成 14・15・16）に在籍していた保育所は 11 か所（8.1%）、現在も過去 3 年間も在籍したことがない保育所は 7 か所（6.3%）であった。

2) 平成 17 年度に在籍している配慮児などについて

平成 17 年度に、配慮児が在籍していると答えた 93 の保育所について、各保育所の 0 歳児クラス、1 歳児クラス、2 歳児クラス、3 歳児クラス、4 歳児クラス、5 歳児クラスの各クラスに在籍する乳幼児で、①配慮児、②「発達障害(自閉症など)」と専門機関などで診断されている幼児（以下、発達障害児と記す）、③「軽度発達障害(ADHD、高機能自閉症、アスペルガー障害など)」あるいは、「軽度発達障害の疑い」と専門機関などで診断されている幼児（以下、軽度発達障害児と記す）、④「障害児保育補助」（自治体によって一律に補助されているものではない）の対象になっている乳幼児（以下、「障害児保育補助」対象児と記す）について設問した。

その結果について、93 の保育所に在籍する上記①～④に該当する乳幼児の人数と、その乳幼児が在籍している保育所数を、表Ⅳ-2 に整理した。

配慮児が在籍すると答えた 93 の保育所で、0 歳児クラスに配慮児が在籍すると答えた保育所は 9 か所、1 歳児クラスは 22 か所、2 歳児クラスは 56 か所、3 歳児クラスは 64 か所、4 歳児クラスは 70 か所、5 歳児クラスは 68 か所であった。

発達障害児については、0 歳児クラスに発達障害児が在籍すると答えた保育所は 1 か所、1 歳児クラスは 6 か所、2 歳児クラスは 25 か所、3 歳児クラスは 37 か所、4 歳児クラスは 39 か所、5 歳児クラスは 26 か所であった。

表Ⅳ-2 配慮児・発達障害児・軽度発達障害児・「障害児保育補助」対象児(n=93)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
配慮児	人数	15	42	99	163	161	211
	保育所数	9	22	56	64	70	68
発達障害児	人数	1	7	30	59	60	69
	保育所数	1	6	25	37	39	26
軽度発達障害児	人数	1	12	28	64	56	82
	保育所数	1	8	20	42	36	36
「障害児保育補助」対象児	人数	0	7	21	82	75	82
	保育所数	0	6	19	41	45	41

軽度発達障害児については、0 歳児クラスに軽度発達障害児が在籍すると答えた保育所は 1 か所、1 歳児クラスは 8 か所、2 歳児クラスは 20 か所、3 歳児クラスは 42 か所、4 歳児クラスと 5 歳児クラスはともに 36 か所であった。

「障害児保育補助」対象児については、0 歳児クラスに「障害児保育補助」対象児が在籍すると答えた保育所は 0 か所、1 歳児クラスは 6 か所、2 歳児クラスは 19 か所、3 歳児クラスは 41 か所、4 歳児クラスは 45 か所、5 歳児クラスは 41 か所であった。

幼稚園調査でも述べたが、この調査で示す①配慮児は、あくまでも、集団保育の中で個別的な配慮・支援・工夫を必要としている乳幼児であり、その子どもの障害や臨床像は問

われていない。それに対して、②「発達障害(自閉症など)」と、③「軽度発達障害(ADHD、高機能自閉症、アスペルガー障害など)」あるいは、「軽度発達障害の疑い」のある乳幼児については、専門機関などで診断されている乳幼児のことである。

したがって、今回の調査で0歳児クラスに、②「発達障害」と、③「軽度発達障害」あるいは「軽度発達障害の疑い」のある乳児が在籍すると回答した保育所がそれぞれ1か所あるが、これは②「発達障害(自閉症など)」と、③「軽度発達障害(ADHD、高機能自閉症、アスペルガー障害など)」あるいは、「軽度発達障害の疑い」と定義した調査の主旨が正しく伝わらなかったことによる回答と判断される。

3) 平成 14～16 年度に在籍していた配慮児などについて

現在はいないが過去3年間(平成 14・15・16)に配慮児が在籍していたことがある、と回答した保育所は11か所であった。この11か所の保育所を対象に、各保育所の0歳児クラス、1歳児クラス、2歳児クラス、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの各クラスに在籍する乳幼児で、①配慮児、②発達障害児、③軽度発達障害児、④「障害児保育補助」対象児について設問した。

その結果について、7か所の保育所に在籍する上記①～④に該当する乳幼児の総数と、その乳幼児が在籍している保育所数を、表IV-3に整理した。

表IV-3 卒業した配慮児・発達障害児・軽度発達障害児・「障害児保育補助」対象児

		14年度	15年度	16年度
配慮児	人数	27	45	54
	保育所数	13	24	21
発達障害児	人数	10	17	13
	保育所数	8	15	10
軽度発達障害児	人数	6	14	16
	保育所数	6	13	11
「障害児保育補助」対象児	人数	20	31	24
	保育所数	8	16	9

しかし、表IV-3でわかるように、上記①～④の乳幼児が在籍している保育所数は、11か所を上回った数の保育所から回答されている。この設問では、「現在はいないが過去3年間(平成 14・15・16)に配慮児が在籍していたことがある」と答えた保育所を対象にしたが、回答を寄せた保育所の中には、「過去3年間(平成 14・15・16)に配慮児が在籍していたことがある」に注目して回答した保育所が混在していると推測される。

(3) 平成 17 年度に在籍している配慮児の状態像・気づいた時期・気づいた人について

平成 17 年度に配慮児が在籍すると回答のあった保育所 93 か所に対して、在籍する配慮児の状態像、その乳幼児に気づいた時期、気づいた人について設問した。

1) 配慮児の状態像について

在籍する配慮児の状態像については、①指示に従わない、②集団行動ができない、③人

と係わることが苦手、④動きが多く落ち着きがない、⑤高い所に上がることが好き、⑥こだわりが強い、⑦ある面で年齢相応以上の知識がある、⑧突然、他児を殴ったり押したりする、⑨その他、の9つに分けて調査した。その際、1人の乳幼児が示している状態像は全て記入する複数回答を求めた。その結果について93か所の保育所に在籍する上記①～⑨の状態像に該当する乳幼児の人数と、その乳幼児が在籍している保育所数を、表IV-4に整理した。

上記の①～⑨の状態像は、幼稚園調査の項でも述べたが、一般的に自閉症児や軽度発達障害といわれるADHD、高機能自閉症、アスペルガー障害のある幼児が示す状態像である。

状態像の現れ方は、年齢によっても異なるが、⑨その他をのぞき、子どもの状態像を多い順に記すと、③人と係わることが苦手(302人)、④動きが多く落ち着きがない(299人)、②集団行動ができない(260人)、⑥こだわりが強い(238人)、①指示に従わない(236人)、という状態像を示す乳幼児が多かった。これらの状態像に比べ、⑧突然、他児を殴ったり押したりする(166人)、⑦ある面で年齢相応以上の知識がある(82人)、⑤高い所に上がることが好き(65人)、という状態像を示す乳幼児の方が少なかった。

表IV-4 配慮児の状態像

		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
①指示に従わない	人数	16	34	72	55	59
	保育所数	9	27	41	34	36
②集団行動ができない	人数	15	35	76	59	75
	保育所数	10	26	43	37	41
③人と係わることが苦手	人数	20	36	82	77	87
	保育所数	12	27	45	43	42
④動きが多く落ち着きがない	人数	19	44	75	76	85
	保育所数	12	33	44	43	43
⑤高い所に上がることが好き	人数	3	16	17	15	14
	保育所数	3	12	14	11	11
⑥こだわりが強い	人数	16	35	65	55	67
	保育所数	12	30	46	31	34
⑦ある面で年齢相応以上の知識がある	人数	3	7	13	20	39
	保育所数	3	5	12	17	29
⑧突然、他児を殴ったり押したりする	人数	9	29	43	41	44
	保育所数	8	20	34	27	31
⑨その他	人数	9	30	45	39	35
	保育所数	7	22	25	25	23

この調査結果から、配慮児には上記の①指示に従わない、②集団行動ができない、③人と係わることが苦手、④動きが多く落ち着きがない、⑥こだわりが強い、という5つの状態像を示す乳幼児が多いという傾向は、幼稚園調査の結果と同様で、自閉症児や軽度発達

障害児をスクリーニングする際に有効な状態像といえることができる。

2) 配慮児に気づいた時期について

在籍する配慮児について、その子どもに障害があることに気づいた時期を、次に示す①入所前、②0歳児保育時、③1歳児保育時、④2歳児保育時、⑤3歳児保育時、⑥4歳児保育時、⑦5歳児保育時、⑧1歳6か月児健康診査時、⑨3歳（3歳6か月）児健康診査時、⑩医療機関の受診時、⑪医療機関以外の専門機関で相談時、⑫就学時健康診断時、⑬その他、の13に分けて調査した。その結果について、93か所の保育所に在籍する上記①～⑬の時期に該当する乳幼児の人数と、その乳幼児が在籍している保育所数を、表Ⅳ-5に整理した。

表Ⅳ-5 配慮児に気づいた時期

		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
①入所前	人数	10	21	48	49	53
	保育所数	8	19	36	36	30
②0歳児保育時	人数	6	10	7	7	4
	保育所数	6	6	7	5	4
③1歳児保育時	人数	27	25	19	11	9
	保育所数	17	19	13	9	7
④2歳児保育時	人数		30	40	26	25
	保育所数		21	29	15	18
⑤3歳児保育時	人数			44	42	36
	保育所数			23	23	25
⑥4歳児保育時	人数				28	36
	保育所数				16	19
⑦5歳児保育時	人数					14
	保育所数					11
⑧1歳6か月児健康診査時	人数	1	3	5	1	2
	保育所数	1	2	5	1	2
⑨3歳(3歳6か月)児健康診査時	人数			5	5	2
	保育所数			3	4	2
⑩医療機関の受診時	人数	1	2	4	0	3
	保育所数	1	1	4	0	3
⑪医療機関以外の専門機関で相談時	人数	1	2	4	6	2
	保育所数	1	2	4	3	2
⑫就学時健康診断時	人数					1
	保育所数					1
⑬その他	人数	1	4	2	5	5
	保育所数	1	3	2	4	2

障害に気づいた時期は、入所前が 181 人、保育所での保育中（②～⑦）が 446 人、乳幼児健診や就学時健診、他機関の利用時（⑧～⑫）が 50 人、その他（⑬）が 17 人であった。保育所での保育中（②～⑦）に気づいた 446 人について年齢毎にみると、② 0 歳児保育時が 34 人、③ 1 歳児保育時が 91 人、④ 2 歳児保育時が 121 人、⑤ 3 歳児保育時が 122 人、⑥ 4 歳児保育時が 64 人、⑦ 5 歳児保育時が 14 人である。

先にも述べたが、今回の調査でいう配慮児は、あくまで、集団保育の中で個別的な配慮・支援・工夫を必要としている乳幼児であり、その子どもの障害や臨床像は問うていない。したがって、さまざまな臨床像を示す乳幼児が混在していると考えられるが、乳幼児期の保育中に気づかれる子どもの多くは、各障害の発生率から考えても、発達障害系であることが多いことが推測される。このことは 0 歳児の保育中に気づきはじめ、1 歳児、2 歳児、3 歳児と気づく子どもの人数が増加し、4 歳児、5 歳児と減少していくことからいえる。このことは集団の中で子どもを見ている保育士の子どもを観察する力は、子どもの障害やその疑いに気づく可能性の多さを示しているといえる。したがって、保育士が乳幼児の正常発達のプロセスを学ぶと同時に障害児、とくに発達障害系の子どもの障害特性について研修することの重要性を、クローズアップしているように思われる。

3) 配慮児に気づいた人について

在籍する配慮児について、その子どもに障害があることに気づいた人を、次に示す①保護者、②担当保育士、③所長、④保育所職員（担当保育士、所長以外）、⑤嘱託医、⑥乳幼児健康診査のスタッフ、⑦医療機関の医師、⑧専門機関のスタッフ、⑨その他、の 9 つに分けて調査した。その結果について、93 か所の保育所に在籍する上記①～⑨の気づいた人に該当する乳幼児の人数と、その乳幼児が在籍している保育所数を、表Ⅳ－6 に整理した。

障害に気づいた人は、保護者（上記①）が 142 人、保育所関係者（②～⑤）が 661 人、乳幼児健診や他機関のスタッフ（⑥～⑧）が 146 人、その他が 14 人であった。

保育所関係者の内訳をみると、担当保育士が 384 人と多く、保育所職員（担当保育士、所長以外）が 145 人、所長が 130 人、嘱託医が 2 人であった。乳幼児健診や他機関のスタッフの内訳は、乳幼児健診のスタッフが 62 人、医療機関の医師が 45 人、専門機関のスタッフが 39 人であった。

この結果で注目されるのは、62 人の子どもについて乳幼児健診のスタッフが気づいているということである。保護者や保育関係者などが気づいていない子どもが乳幼児健診で気づかれていることが推測される。この設問では総計 945 人の子どもについて、気づいた人が回答されているが、乳幼児健診のスタッフが気づいた子どもは、6.6%にあたる。ちなみに、先に報告した幼稚園調査では、幼稚園在籍児の年齢から、乳幼児健診のスタッフが気づいた子どもは、1.4%であった。

表Ⅳ－6 配慮児に気づいた人

		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
①保護者	人数	6	9	38	32	39
	保育所数	6	8	25	20	25
②担当保育士	人数	28	55	99	90	112
	保育所数	16	31	47	35	46
③所長	人数	4	17	38	32	39
	保育所数	3	11	26	18	22
④保育所職員(担当保育士・所長以外)	人数	5	27	39	34	40
	保育所数	4	8	11	11	16
⑤囑託医	人数	0	0	1	0	1
	保育所数	0	0	1	0	1
⑥乳幼児健康診査のスタッフ	人数	2	2	22	21	15
	保育所数	1	2	16	12	10
⑦医療機関の医師	人数	1	4	16	11	13
	保育所数	1	4	15	8	11
⑧専門機関のスタッフ	人数	1	6	11	13	8
	保育所数	1	6	8	8	5
⑨その他	人数	0	5	1	2	6
	保育所数	0	4	1	2	2

(4) 平成14～16年度に在籍していた配慮児の状態像、気づいた時期や人について

平成14～16年度に配慮児が在籍したと回答のあった保育所に対して、在籍した配慮児の状態像、その乳幼児に気づいた時期、気づいた人について設問した。

1) 配慮児の状態像について

平成14～16年度に在籍していた配慮児の状態像については、先に記した平成17年度に在籍している配慮児の状態像と同様に①指示に従わない、②集団行動ができない、③人と係わることが苦手、④動きが多く落ち着きがない、⑤高い所に上がることが好き、⑥こだわりが強い、⑦ある面で年齢相応以上の知識がある、⑧突然、他児を殴ったり押したりする、⑨その他、の9つに分けて調べた。その際、1人の乳幼児が示している状態像は全てカウントする複数回答を求めた。その結果について、上記①～⑨の状態像に該当する乳幼児の人数と、その乳幼児が在籍している保育所数を、表Ⅳ－7に整理した。

配慮児の状態像を⑨その他をのぞき多い順に記すと、③人と係わることが苦手(52人)、②集団行動ができない(51人)、⑥こだわりが強い(48人)、④動きが多く落ち着きがない(44人)、①指示に従わない(38人)、⑧突然、他児を殴ったり押したりする(31人)、⑤高い所に上がることが好き(18人)、⑦ある面で年齢相応以上の知識がある(11人)、

であった。この傾向は、平成 17 年度に在籍している配慮児の状態像とほぼ同様であった。

表Ⅳ－7 卒業した配慮児の状態像

		14 年度卒園児	15 年度卒園児	16 年度卒園児
①指示に従わない	人数	11	14	13
	保育所数	7	11	9
②集団行動ができない	人数	13	20	18
	保育所数	9	15	12
③人と係わることが苦手	人数	14	20	18
	保育所数	10	17	13
④動きが多く落ち着きがない	人数	10	20	14
	保育所数	7	17	11
⑤高い所に上がる ことが好き	人数	7	6	5
	保育所数	5	6	4
⑥こだわりが強い	人数	9	22	17
	保育所数	7	17	13
⑦ある面で年齢相 応以上の知識があ る	人数	0	7	4
	保育所数	0	7	4
⑧突然、他児を殴 ったり押したりする	人数	10	9	12
	保育所数	8	8	10
⑨その他	人数	1	11	9
	保育所数	1	7	7

2) 配慮児に気づいた時期について

平成 14～16 年度に在籍していた配慮児に気づいた時期については、先に記した平成 17 年度に在籍している配慮児に気づいた時期と同様に、次に示す①入所前、②0 歳児保育時、③1 歳児保育時、④2 歳児保育時、⑤3 歳児保育時、⑥4 歳児保育時、⑦5 歳児保育時、⑧1 歳 6 か月児健康診査時、⑨3 歳（3 歳 6 か月）児健康診査時、⑩医療機関の受診時、⑪医療機関以外の専門機関で相談時、⑫就学時健康診断時、⑬その他、の 13 に分けて調べた。その結果について、11 か所の保育所に在籍する上記①～⑬の時期に該当する乳幼児の人数と、その乳幼児が在籍している保育所数を、表Ⅳ－8 に整理した。

障害に気づいた時期は、入所前が 25 人、保育所での保育中（②～⑦）が 67 人、乳幼児健診や就学時健診、他機関の利用時（⑧～⑬）が 19 人、その他（⑬）が 2 人であった。保育所での保育中（②～⑦）に気づかれた 67 人について年齢毎にみると、②0 歳児保育時が 1 人、③1 歳児保育時が 9 人、④2 歳児保育時が 21 人、⑤3 歳児保育時が 16 人、⑥4 歳児保育時が 12 人、⑦5 歳児保育時が 8 人である。

表Ⅳ－８ 卒業した配慮児に気づいた時期

		14年度卒園児	15年度卒園児	16年度卒園児
①入所前	人数	4	11	10
	保育所数	4	9	6
②0歳児保育時	人数	1	0	0
	保育所数	1	0	0
③1歳児保育時	人数	2	2	5
	保育所数	2	1	3
④2歳児保育時	人数	3	9	9
	保育所数	3	7	5
⑤3歳児保育時	人数	3	8	5
	保育所数	2	6	3
⑥4歳児保育時	人数	0	3	9
	保育所数	0	3	6
⑦5歳児保育時	人数	2	1	5
	保育所数	2	1	4
⑧1歳6か月児健康診査時	人数	3	5	2
	保育所数	2	1	2
⑨3歳(3歳6か月)児健康診査時	人数	2	0	1
	保育所数	2	0	1
⑩医療機関の受診時	人数	1	1	1
	保育所数	1	1	1
⑪医療機関以外の専門機関で相談時	人数	1	1	1
	保育所数	1	1	1
⑫就学時健康診断時	人数	0	0	0
	保育所数	0	0	0
⑬その他	人数	1	1	0
	保育所数	1	1	0

3) 配慮児に気づいた人について

平成14～16年度に在籍していた配慮児に気づいた人については、先に記した平成17年度に在籍している配慮児に気づいた人と同様に、次に示す①保護者、②担当教員、③園長、④幼稚園職員(担当教員、園長以外)、⑤嘱託医、⑥乳幼児健康診査のスタッフ、⑦医療機関の医師、⑧専門機関のスタッフ、⑨その他、の9つに分けて調べた。その結果について、上記①～⑨の気づいた人に該当する乳幼児の人数と、その乳幼児が在籍している保育所数を、表Ⅳ－9に整理した。

表Ⅳ－9 卒業した配慮児に気づいた人

		14年度卒園児	15年度卒園児	16年度卒園児
①保護者	人数	5	9	12
	保育所数	3	7	8
②担当保育士	人数	10	18	22
	保育所数	6	14	15
③所長	人数	5	11	11
	保育所数	5	10	7
④保育所職員(担当保育士・所長以外)	人数	1	6	5
	保育所数	1	5	3
⑤嘱託医	人数	0	0	0
	保育所数	0	0	0
⑥乳幼児健康診査のスタッフ	人数	3	6	0
	保育所数	1	2	0
⑦医療機関の医師	人数	0	2	2
	保育所数	0	2	2
⑧専門機関のスタッフ	人数	0	0	1
	保育所数	0	0	1
⑨その他	人数	0	0	0
	保育所数	0	0	0

障害に気づいた人は、保護者（上記①）が26人、保育所関係者（②～⑤）が89人、乳幼児健診や他機関のスタッフ（⑥～⑧）が14人であった。保育所関係者の内訳をみると、担当保育士が50人、所長が27人、保育所職員（担当保育士、所長以外）が12人であった。乳幼児健診や他機関のスタッフの内訳は、乳幼児健診のスタッフが9人、医療機関の医師が4人、専門機関のスタッフが1人であった。

（5）配慮児の保育に伴う連携と保育上の工夫について

配慮児が平成17年度に在籍する保育所、並びに平成14～16年度に在籍していた保育所において、配慮児の保育に伴って行われた他機関等との連携や、保育上の工夫について設問した。ここでは保育所を公立と私立、その他（公・私立が不明）に分けて、結果の整理をした。

1）配慮児の保育に伴う専門機関や医師などとの連携

配慮児の保育に伴い専門機関や医師などに相談をしたことがあるかどうかについて調べ、その結果を、表Ⅳ－10に整理した。この設問について回答があったのは101か所の保育所で、11か所の保育所からは回答がなかった。配慮児の保育に伴い専門機関や医師などに

相談をしたことのある保育所は 99 か所 (88.4%)、相談したことの無い保育所は 2 か所 (1.8%) であった。

表Ⅳ－10 専門機関などとの連携

	保育所数	%
ある	99	88.4
ない	2	1.8
無回答	11	9.8

2) 配慮児の保育に伴う配慮・支援・工夫

在籍する配慮児、および在籍した配慮児の保育において、保育所が行っている、あるいは行っていた配慮・支援・工夫について、次に示す①担任によるきめ細かな配慮、②担任外職員の配置、③保育所の全職員で配慮する保育体制をとっている、④医師などの専門家との連携、⑤専門機関との連携、⑥保護者指導あるいは支援、⑦個別の保育（指導）計画を作成して、保育を行っている、⑧教材・教具を工夫している、⑨遊具を工夫している、⑩保育環境の設定に配慮している、⑪自治体などの行っている巡回相談を活用している、⑫自治体などが設けている専門家チームに相談している、⑬その他、の 13 に分け、複数回答で調査した。

その結果について、表Ⅳ－11 に整理した。この設問について回答があったのは 104 か所の保育所であった。この保育所を設置主体別に分けると、公立が 69 か所、私立が 33 か所、その他が 2 か所であった。

配慮児の保育に伴い保育所が行っている、あるいは行っていた配慮・支援・工夫で、50%以上の保育所で行われていた対応を多いほうから順次示すと、①担任によるきめ細かな配慮 (92.3%)、③保育所の全職員で配慮する保育体制 (90.4%)、⑤専門機関との連携 (89.4%)、⑥保護者への指導・支援 (82.7%)、②担任外職員の配置 (67.3%)、⑩保育環境の設定に配慮 (63.5%)、⑦個別の指導計画を作成した保育 (53.8%)、⑧教材・教具の工夫 (51%) であった。これらの配慮・支援・工夫に比べ、50%未満の保育所で行われていた配慮・支援・工夫は、④医師などの専門家との連携 (43.4%)、⑪自治体などの巡回相談を活用 (43.3%)、⑫自治体などの専門家チームに相談 (28.8%)、⑨遊具の工夫 (24%)、であった。

公立と私立の保育所で差のあった配慮・支援・工夫では、公立保育所の方が私立保育所より多く行われていた対応を順次示すと、②担任外職員の配置 (公立 79.7%、私立 39.4%)、⑨遊具の工夫 (公立 30.4%、私立 12.1%)、⑧個別の指導計画を作成した保育 (公立 59.4%、私立 42.4%)、⑪自治体などの巡回相談を活用 (公立 49.3%、私立 33.3%)、⑥保護者への指導・支援 (公立 87%、私立 75.8%) であった。逆に、私立保育所の方が公立保育所より多く行われていた対応は、④医師などの専門家との連携 (私立 51.5%、公立 40.6%)、⑤専門機関との連携 (私立 97%、公立 87%) であった。

担任外職員を配置した保育を行っている公立保育所が多いという結果は、公立保育所が各地において統合保育を実施できるようになってきていることの証と思われる。また、この保育所調査では、個別の指導計画を作成した保育を行っている公立保育所は 59.4%、私

立保育所は42.4%という結果であった。先に報告した幼稚園調査でみると、個別の指導計画を作成した保育を行っている公立幼稚園は52%、私立幼稚園は16%という結果であった。この2つの調査結果を併せみると、公立と私立の保育所の差が小さくなっている。このことは、保育所においては、公立保育所のみでなく私立保育所でも、個別の指導計画を作成した保育を実施するようになってきているといえるのではなかろうか。このことは特筆すべき点である。

表Ⅳ－11 保育所で行った対応

	公立		私立		その他		全機関数	
	保育所数	%	保育所数	%	保育所数	%	保育所数	%
回答機関数	69		33		2		104	
1.担任によるきめ細かな配慮	67	97.1	27	81.8	2	100	96	92.3
2.担任外職員の配置	55	79.7	13	39.4	2	100	70	67.3
3.保育所の全職員で配慮する保育体制	62	89.9	30	90.9	2	100	94	90.4
4.医師などの専門家との連携	28	40.6	17	51.5			45	43.4
5.専門機関との連携	60	87.0	32	97.0	1	50	93	89.4
6.保護者への指導・支援	60	87.0	25	75.8	1	50	86	82.7
7.個別の保育(指導)計画を作成した保育	41	59.4	14	42.4	1	50	56	53.8
8.教材・教具を工夫	36	52.2	17	51.5			53	51.0
9.遊具を工夫	21	30.4	4	12.1			25	24.0
10.保育環境の設定に配慮	46	66.7	19	57.6	1	50	66	63.5
11.自治体などの巡回相談を活用	34	49.3	11	33.3			45	43.3
12.自治体などの専門家チームに相談	21	30.4	9	27.3			30	28.8
13.その他	7	10.1	2	6.1	1	50	10	9.6

3) 外部機関との連携の実態

外部機関との連携の実態について自由記述による回答を求めた。その結果、87機関から回答が寄せられた。自由記述を整理すると、子どもがすでに利用している外部機関との連携を記述した保育所や、診断されていないが気になる子どもを保育する際に保育所が行っている外部機関への支援の要請などについて、記述している保育所が多かった。

次に外部機関との連携の実態について、具体的な記述のいくつかを以下に示す。

<既に外部機関を利用している子どもの場合の連携など>

- ・子どもが利用している機関からの助言について、情報の共有化と今後の対応に関して、

ネットワーク会議を開催している。

- ・福祉センターで立案した子どもの指導計画を、家庭を通じて、保育所でも見せてもらい、職員で共通認識をもってかかわる。
- ・母親から依頼を受け、保育所では健康福祉センターの保健師さんを紹介し、そこから児童相談所、大学病院へとつなげた。
- ・保健センターと連携し、発達に関する診断や、親指導を依頼している。
- ・児童相談所に、保育所長、担当保育士及び保護者が必要に応じて相談している。
- ・外部機関での判定や相談に担当保育士が付き添っていき、情報を提供する。
- ・専門機関と年2回のケース会議を開催。発達支援室の巡回相談では個別指導計画（I E P）の見直し。必要に応じ保健センターの発達相談を活用。
- ・I Tネットワークを活用して、子どもの保育所での様子、療育教室やことばの教室での様子の情報を交換。個別指導計画（I E P）を作成し、就学時には小学校と連携。
- ・専門機関の担当職員が来所し、保育所での集団保育の様子を見学後、実践について交流する。また、担当保育士が、療育相談室に一日研修に行ったり、連絡帳の交換をしたりしている。
- ・療育施設に並行通園している子どもについて、相互に情報交換する。保護者対応について保育所から療育施設に相談する。
- ・保健センター、ことばの教室、療育教室の各職員とのケース検討会を実施。定期的に相互に出向いて、研修会や話し合いに参加する。
- ・保護者が保健センターで定期的に行っている経過観察日に来談する時、保育所で気になることや配慮することなどをきいてもらい、口頭で報告を受けていた。
- ・市の実施している「施設支援一般指導事業」の訪問指導を活用。その中で、子どもが利用している専門機関、保健師、保健課と子どもの姿、支援のあり方、保育の工夫について話し合いを行った。

＜障害があると診断されていないが気になる子どもにかかる連携など＞

- ・担任を始め、所長、加配保育士と子どもの状況話し合い、指導計画を立て全職員とも理解し合い、関わっている。子どもの状況に応じて、子ども総合センターなどに相談し、観察に来てもらい、アドバイスしてもらう。
- ・個別的な配慮が必要と思われる子がみられた場合は、保健センターに連絡し保健師に保育園に出向いてもらい、その子の様子を把握してもらっている。そして、必要な時は保健師から助言してもらっている。
- ・保育所で気になることがあると、地域支援制度を活用し、保育所へ来て子どもを見てもらったうえで、保育士が保育上のことで相談する。
- ・診断名のある子どもについては、保護者から同意書をもらい、他機関との連携をしている。診断名のない子どもは、保育所全体で確認しあい、その後、気になる部分について保護者に伝え、保護者に理解してもらえたら、療育教室やことばの教室などにつなげていく。
- ・子育て相談や総合療育センターを紹介し、そこでの治療や訓練等を通して、障害がある程度はつきり認定できる子どもには、子ども総合センターを受診してもらい、加配保育

士を配置するための判定へとつなげていく。

- ・未診断で気になる子どもについては、専門機関から来所してもらい、子どもの様子を見てもらっている。
- ・保護者が専門機関に行くに至っていない場合、保健所から情報提供してもらったり、保育所からお願いをしておき、定期の健診（1歳半・3歳）時に、丁寧に観察・指導してもらったりする。

4) 幼稚園への転入と連携

保育所から幼稚園への転入の有無について設問した。その結果を、表IV-12に整理した。転入があると回答した保育所は10.7%、転入がないと回答した保育所は83%で、保育所から幼稚園への転入はあまり行われていないことが分かった。

表IV-12 幼稚園への転入

	公立	私立	その他	全機関数	%
ある	10	2		12	10.7
ない	60	31	2	93	83.0
無回答	5	2		7	6.3
合計	75	35	2	112	

次に幼稚園と連携する方法について、①幼稚園と保育所の連絡会が定期的にもたれている、②書類で報告している、③幼稚園から訪問を受け説明している、④幼稚園へ出向いて説明している、⑤その他、の5つに分けて設問した。回答した保育所数は少ないが、その結果を、表IV-13に整理して示した。

表IV-13 幼稚園との連携

	公立	私立	その他	全機関数	%
①連絡会を開催	5	1		6	5.4
②書類で報告	1			1	0.9
③訪問を受け説明	6	2		8	7.1
④出向いて説明	4	1		5	4.5
⑤その他	15	9	1	25	22.3

5) 就学時の教育委員会や小学校との連携

配慮児が就学する際の教育委員会や小学校との連携については、①保護者に説明して了解を得た上で、就学指導委員会などに資料を報告している、②幼稚園・保育所・小学校連絡協議会で情報を交換している、③入学前に、小学校から保育所に子どもの様子を観察にくる、④小学校を訪問する等で連携している、⑤小学校から保育所に、在籍中の様子について情報を求めてくるので、保護者に説明して了解を得た上で、文書で報告している、⑥

連携していない、⑦その他、の7つに分け、複数回答で調査した。

この設問に回答のあった保育所は97か所であった。その結果を、表IV-14に整理した。連携していないという回答のあった保育所は私立保育所の3か所であった。他の全ての保育所は、配慮児が就学する際に教育委員会や小学校と連携していた。

表IV-14 就学時の連携

	公立	私立	その他	全機関数	%
回答機関数	66	29	2	97	
1.資料を報告	43	16	2	61	62.9
2.情報を交換	42	13		55	56.7
3.観察にくる	32	15	2	49	50.5
4.小学校を訪問	42	12	1	55	56.7
5.文書で報告	16	7	1	24	24.7
6.連携していない		3		3	3.1
7.その他	5	5		10	10.3

その際の連携方法は、多い方から順次、①就学指導委員会などに資料を報告する(62.9%)、②連絡協議会で情報を交換する(56.7%)、④小学校訪問などで連携する(56.7%)、③入学前に小学校から保育所に観察にくる(50.5%)、⑤小学校から求められ文書で報告する(24.7%)、であった。

公立と私立の保育所で連携方法に差があり、公立保育所の方が私立保育所より多く行っている連携方法は、④小学校を訪問する等で連携している(公立63.6%、私立41.4%)、②連絡協議会で情報を交換する(公立63.6%、私立44.8%)、①就学指導委員会などに資料を報告する(公立65.2%、私立55.2%)、であった。この結果からは、保育所が統合保育を実施するようになって、保育所の方から在籍している配慮児の就学先の小学校を積極的に訪問して、子どもの情報の共有と指導の一貫性に配慮する連携を行っていかうとしている姿勢が、保育所側に育っていることが推測できる。

(6) 生育歴の聞き取り、保健センターなどとの連携、職員の研修について

保育所に在籍する子どもの生育歴の聞き取り、保健センターなどとの連携、保育所職員の研修について設問した。

1) 生育歴の聞き取りとその方法

在籍する乳幼児について、入所時あるいは入所後に、保護者からそれまでの生育歴を聞き取っているかどうかについて調査し、表IV-15に整理した。110か所の保育所から回答があった。108か所の保育所が生育歴を聞き取っているが、2か所の保育所は聞き取っていないという回答であった。

表Ⅳ－15 生育歴の聞き取り

	保育所数	%
1.はい	108	96.4
2.いいえ	2	1.8
無回答	2	1.8
合計	112	

生育歴を聞き取っている 108 か所の保育所には、その聞き取り方法について、①所定の様式を用意して、記入をお願いしている、②懇談会などのおりに個別にたずねている、③その他、の3つに分け、複数回答で調査した。その結果を表Ⅳ－16に整理した。全ての保育所から回答があり、①所定の様式を用意している保育所は 75%、②懇談会などのおりに個別に聞き取っているのは 44.4%の保育所であった。

表Ⅳ－16 生育歴の聞き取り方法

	保育所数	%
1.所定の様式を用いて	81	75.0
2.懇談会などで個別に	48	44.4
3.その他	29	26.9
回答機関数	108	

2) 保健センターなどとの連携

各保育所と市の保健センターなどとの連携について、①保健センター主催の親子教室などとの連携がある、②療育センターなどとの連絡会を開催している、③保健師や家庭相談員との連携がある、④その他、の4つに分け、複数回答で調査した。その結果を、表Ⅳ－17に整理した。98 か所の保育所から回答があった。

表Ⅳ－17 保健センターなどとの連携

	公立		私立		全機関数	
	保育所数	%	保育所数	%	保育所数	%
回答機関数	69		29		98	
1.保健センター主催の親子教室などと連携	20	29.0	5	17.2	25	25.5
2.療育センターなどと連絡会を開催	29	42.0	5	17.2	34	34.7
3.保健師や家庭相談員との連携	59	85.5	25	86.2	84	85.7
4.その他	9	13.0	4	13.8	13	13.3

連携が多い順に示すと、③保健師や家庭相談員との連携を行っている (85.7%)、②療育センターなどとの連絡会を開催している (34.7%)、①保健センター主催の親子教室などと連携している (25.5%)、であった。今回の調査で、これらの連携で公立保育所と私立保育

所の差が認められたのは、②療育センターなどとの連絡会を開催（公立 42%、私立 17.2%）と、①保健センター主催の親子教室などと連携（公立 29%、私立 17.2%）であった。

3) 保育所職員の研修

各保育所の職員の研修について、①軽度発達障害（ADHD、LD、高機能自閉症、アスペルガー障害など）等の研修会を外部から講師を招いて実施している、②県や市などが主催する研修会に参加している、③専門家等から指導を受けている、④その他、の4つに分け、複数回答で調査した。107か所の保育所から回答があり、その結果を、表IV-18に整理して示した。

表IV-18 職員研修

	公立		私立		その他		全機関数	
	保育所数	%	保育所数	%	保育所数	%	保育所数	%
回答機関数	71		34		2		107	
1.外部から講師を招いて実施	19	26.8	6	17.6			25	23.4
2.研修会に参加している	68	95.8	31	91.2	2	100	101	94.4
3.専門家等から指導を受けている	29	40.8	8	23.5			37	34.6
4.その他	8	11.3	5	14.7	1	50	14	13.1

研修の機会として多く利用されている順に示すと、②県や市などが主催する研修会に参加している（94.4%）で、③専門家等から指導を受けている（34.6%）、①軽度発達障害等の研修会を外部から講師を招いて実施している（23.4%）、であった。

公立と私立の保育所を比較すると、公立保育所の方が私立保育所より多く利用している研修の機会は、③専門家等からの指導（公立 40.8%、私立 23.5%）であった。

(7) 配慮児の保育のあり方などについての意見や感想

配慮児の保育のあり方についての意見・感想を求めた。その結果、58機関から回答が寄せられた。その主だったものは、以下の通りである。

<意見>

- ・ 保育園は統合保育の場であり、専門機関ではない。統合保育で障害児専門保育を求められるのは厳しいが、専門機関との併用や、フォロー体制の強化が就学前には特に必要と考える。
- ・ 環境整備や人的配置等に、現在の補助金制度で苦慮している。子ども達の支援のために必要な人権費の確保ができるよう手厚い見直しを希望する。
- ・ 保護者と保育園との信頼関係が必要であり、その上で必要に応じて医療機関や専門機関と連携しながら家庭と一体になって保育にあたるのが大切だと考えている。
- ・ 職員に一定の犠牲を強いながら、保育所のやりくりで加配を行ってきた。一日も早く予

算のともなった特別支援教育の法制化を望む。

- ・ 3歳児は20対1から15対1へ、4・5歳児は30対1から20対1へ、保育定数の見直しが必要。
- ・ 保育士が日々の保育について相談したり、力量を高めたりするためにも相談機関や専門の先生の配置の充実が求められる。
- ・ 現場で生かせる研修会をどんどん開催して、保育士の資質向上を図る。
- ・ 保護者の同意がなければ、障害児保育補助は認定されないことは当然だが、現実的には、配慮・支援が必要な子どもは、認定されようがされまいが、配慮・支援の必要性はかわらない。現場では、よりよい指導をし、子どもにかかわりたいが困難がある。

<現状、実態>

- ・ 配慮を要する子ども達のこと、かかわり方や疑問に思ったことは、巡回相談を利用したり、指導の糸口をみつけたりする機会を設けている。保育所全体の職員でかかわっていくことが、良い保育につながっている。
- ・ 職員全員でみていく体制を心掛けている。職員会でも所内研修として事例研究を行うなど、多くの職員で支援が必要な子の状況を共通理解できるようにしている。保育補助などがつけられる体制になると良いなと感じている。
- ・ 保護者が障害を認めないため、障害児保育補助が受けられないケースの場合、個別対応をする人的配置に苦慮している。
- ・ 研修などで、知識はある程度、身につけているが、専門知識の不足で、適切な関わりがもてているか、疑問と不安がある。
- ・ 保育所に併設の子育て支援センターがあることで、諸機関との連携が広がり、情報をもらう機会が増えた。
- ・ 未満児保育園ですが、この年齢として、ちょっと変かな？ちょっと違うかな？という子どもの姿を的確にとらえ、保育者間で共通理解がもてるよう心がけている。
- ・ 月1回、課題のある児童について、所長、主任、担任でケース会議を開き、個々の状況について情報交換したり、今後の取り組みについて意見交換したりしている。
- ・ 数年前より、親の承諾をとり、クラスから離れて週1回発達障害のある子らのグループ保育をしている。保育士ゆえ専門的なことはできないが、子ども達にとってはほっとできる場になっており、また、自信をつける場にもなっている。
- ・ 親への支援については、家庭と保育園での様子が違うため、親にはなかなか理解できず保育所として悩むが、親の4日間にわたる保育参加によって理解してもらえ、支援する側も、される側も大きな進展があった。
- ・ 乳幼児の発達については、保護者の理解に時間がかかり、すぐに専門機関に行くことが困難である。そのため手続きが遅れ、援助できる加配保育士が必要であっても、対応が遅れる場合がある。
- ・ ADHD傾向のある乳幼児が増えているように思うが、判定が難しいため、集団保育では担任だけでは、非常に難しい状況となっている。
- ・ 保育課を通じた措置での入園のため、入園前の詳しい情報が、個人情報の保護を理由に、保育課から教えてもらえない。入園後に保護者と信頼関係を築いた後に、やっと知る情

報もあった。

- ・個人情報保護との関係で、以前のように就学する学校との話し合いで、情報の提供ができなくなり、児童が入学してからの対応の遅れが懸念される。
- ・保護者と信頼関係を築きながら、保育所だけが背負いこまないように、必要な部署と連携をとるようにしている。

<感想>

- ・保育所では健常児の保育を充実させたいと考えている。健常児の保育の中での障害児保育で、きちんとできる事、できない事を明確にしながら、より良い形を作っていきたい。
- ・さまざまな障害児の加配をしてきたが、そのことを通して、一対一でかかわることの大切さを感じてきた。
- ・保育士の知識の習得、向上が必要。保護者と向き合い、気持ちを受け入れ、対応するのに、知識も必要だと思う。
- ・個別的配慮を要する子どもを育てる保護者に、子どもを理解してもらうことの難しさを感じる。理解した上で子どもへの関わり方や、専門機関へつなげていくまでの働きかけに、難しさを感じている。
- ・「わかる保育の工夫とは、どうすることか」を支援の必要な子どもたちから学んだ。また、そのことが、すべての子どもたちの保育につながり、保育者自身の保育力アップにもなった。障害児保育の大切さを感じている。
- ・障害をもった子どもがいることで、1人ひとりが生活しやすくなるように工夫していく過程が、保育士を成長させてくれます。担任保育士を支えるために保育所全体としての学習、討議も重要。
- ・保育の現場でできるだけ適切な対応や保育を行うためには、保護者との連携をベースに専門機関との連携を密に図り、乳幼児の情報を共有し、保育者自身が障害児保育に精通する必要があると思う。研修等を積極的に受講し、自己研鑽に努め、職員全体でよりよい対応を心がけている。
- ・配慮や支援の必要な子どもだけでなく、親にも支援、丁寧なかかわりが必要なことを最近特に感じている。
- ・保育所と療育センター、保育所と児童相談所との連携はとれているが、療育センター・児童相談所など専門機関同士の連携がとれていないのではと思う。

4 保育所調査のまとめ

保育所調査では112か所の保育所から回答が寄せられた。この調査から得た知見を整理すると以下のようにまとめることができる。

- ① 配慮児が平成17年度に在籍している保育所は93か所(83.0%)であった。
- ② 発達障害児および軽度発達障害児が在籍する保育所数は、2歳児クラス(発達障害児・25か所：軽度発達障害児・20か所、以下同じ)、3歳児クラス(37か所：42か所)、4歳児クラス(39か所：36か所)、5歳児クラス(26か所：36か所)であった。ここで

注目されるのは、軽度発達障害児が2歳児クラスに在籍する保育所が20か所あることである。

- ③ 配慮児の状態像は、人とかかわることが苦手(302人)、動きが多く落ち着きがない(299人)、集団行動ができない(260人)、こだわりが強い(238人)、指示に従わない(236人)、という状態像を示す乳幼児が多かった。
- ④ 保育所に在籍する配慮児が、障害があることに気づかれた時期は、入所前が181人、保育所での保育中が446人、乳幼児健診や就学時健診、他機関の利用時が50人であった。保育所での保育中に気づかれた446人の配慮児が、どの時期に気づかれたかをみると、0歳児保育時が34人、1歳児保育時が91人、2歳児保育時が121人、3歳児保育時が122人、4歳児保育時が64人、5歳児保育時が14人で、1・2・3歳と加齢に伴い気づかれる人数が増加し、4・5歳児で減少していくことが分かった。
- ⑤ 在籍する配慮児の障害に気づいた人は、保護者が142人、保育所関係者が661人、乳幼児健診や他機関のスタッフが146人であった。乳幼児健診や他機関のスタッフの内訳は、乳幼児健診のスタッフが62人、医療機関の医師が45人、専門機関のスタッフが39人であった。ここで特筆されるのは、62人の子どもが乳幼児健診のスタッフに気づかれていることである。
- ⑥ 配慮児の保育において保育所が行っている配慮・支援・工夫で多いものは、担任によるきめ細かな配慮(92%)、保育所の全職員で配慮する保育体制(90%)、専門機関との連携(89%)、保護者への指導・支援(82%)、担任外職員の配置(67%)、保育環境の設定に配慮(63%)、個別の指導計画を作成した保育(54%)、教材・教具の工夫(51%)であった。公・私立の保育所で差の最も大きかったのは、担任外職員の配置で公立保育所が80%、市立保育所が39%であった。
- ⑦ 配慮児の保育において専門機関や医師などに相談したことがある保育所は88%であった。外部機関との具体的な連携では、既に外部機関を利用している子どもにかかる連携と、障害が診断されていないが気になる子どもにかかる連携について、記述した保育所が多かった。また、就学時の教育委員会や小学校との連携では、保護者に了解を得て就学指導委員会等に資料を報告(63%)、連絡協議会で情報交換(57%)、小学校を訪問する(57%)、入学前に小学校から観察にくる(51%)、などが行われていた。保健センター等との連携をみると、保健師や家庭相談員との連携(86%)、療育センターなどと連絡会を開催(35%)、親子教室などとの連携(26%)などが行われていた。
- ⑧ 在籍する乳幼児の生育歴の聞き取りを、所定の様式を用いて行っている保育所は75%であった。保育所職員の研修は、県や市等が主催する研修会に参加している保育所が94%であった。
- ⑨ 配慮児の保育については、幼稚園と同様に、補助金による加配保育士の配置、入園後に支援・配慮を要することに気づいた場合の保護者対応の難しさ、などがあげられた。